

インフルエンザワクチンの予防接種を受けるにあたっての注意事項

1. インフルエンザと合併症

患者様の咳やくしゃみにより空気中に浮かんだり手に付いたインフルエンザウイルスが、気道に感染します。感染して1～5日すると、だるくなったり、急な発熱、喉の痛み、咳、くしゃみなどの症状が出始めますが、普通は約1週間で治ります。しかしお年寄り、赤ちゃん免疫力の低下している人や大人でも体力の弱っている人などが感染した場合は、重篤な経過（肺炎、死亡など）をたどることがあり、注意が必要です。

2. ワクチンの効果と副反応

ワクチンの効果について以前から議論されてきましたが、ワクチン接種を受けていれば、インフルエンザに感染しても症状が軽くなります。また、重症化して入院することを防ぐ効果は30～70%程度といわれています。ワクチン接種に伴う副反応として、発熱や、注射部位が赤く腫れたり、硬くなったりすることがあります。発現頻度は、発熱は100人に数人くらい、赤く腫れたりするのは10人に1人位です。まれに生じる重い副反応としては(1)ショック、アナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難など)、(2)急性散在性脳脊髄炎

3. 次の方は接種を受けないでください。

- 1) 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
- 2) 重い急性疾患にかかっている方
- 3) 本剤の成分によりアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のひどいじんましんを伴う思いアレルギー反応のこと）を起こしたことのある方
- 4) その他、いつも診てもらっている医師にワクチンは受けない方がいいといわれた方

4. 次の方は接種前に医師にご相談ください

- 1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患及び血液疾患などの基礎疾患のある方
- 2) 薬の投与または食事（鶏卵、鶏肉など）で発疹がでたり以上をきたしたことのある方
- 3) 過去にけいれん（ひきつけ）の既往症のある方
- 4) 過去にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、全身性の発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方
- 5) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- 6) 気管支喘息のある方
- 7) 妊娠している方
- 8) 出産時に未熟児で発育の悪い方（接種される方がお子さんの場合）
- 9) 発育が悪く、医師、保健師の指導を受けている方（接種される方がお子さんの場合）

5. 接種後は以下の点に注意してください。

- 1) 接種後30分間は、アレルギー反応（息苦しさ、じんましん、咳など）が起こることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- 2) 副反応（発熱、頭痛、痙攣など）の多くは24時間以内に発現しやすいです。接種後1日は体調に注意しましょう。万が一、高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- 3) 接種後に接種部位が赤く腫れて痛む場合がありますが、通常4～5日以内に軽快します。なお体調に変化があれば速やかに医師の診察を受けてください。
- 4) 接種後の入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- 5) 接種当日はいつも通りの生活をしてください。但し接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

6. 予防接種による健康被害救済制度について

- インフルエンザワクチンの予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、法律に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金葬祭料以外は治療が終了するまたは、障害が治癒するまでの期間まで支給されます。
- 但し、その健康被害が予防接種が原因なのか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいはべつの要因など）によるものなのか因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。